諮問庁：金融庁長官
諮問日：令和８年４月６日（令和８年（行情）諮問第４５６号）
答申日：令和８年１１月１３日（令和８年度（行情）答申第８０１号）
事件名：特定法人から提出された改善状況等報告書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年２月９日付け金監督第２６３号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）審査請求書

ア　審査請求の趣旨（求める裁決）

（ア）本件部分開示決定のうち、行政処分の対象となったファンドを識別するために必要な情報（ファンド名、商品名、ファンドを特定できる名称・略称等）に係る不開示部分を取り消し、当該部分を開示するとの裁決を求める。

（イ）仮に上記（ア）が直ちに認められないとしても、少なくとも審査請求人の投資先ファンドが対象に含まれるか否かを判別できる程度に、黒塗りを解除又は代替情報（対象ファンド数、識別可能な範囲での表示等）を開示するとの裁決を求める。

（ウ）併せて、処分庁に対し、不開示部分ごとに、不開示情報該当性（法５条各号の当てはめ）及び分離可能性（部分開示）の検討結果を具体的に示すよう求める。

イ　審査請求の理由

（ア）事案の概要

（略）

（イ）本件不開示は違法・不当である

a　ファンド名（識別情報）まで一律に不開示とするのは過大であり、分離可能性の検討が尽くされていない

（a）処分庁がいう「内部管理体制」「履行状況」「非公開情報」の詳細（内部手順・脆弱性・具体策等）が秘匿に値するとしても、ファンド名（商品名等の識別情報）は、それら詳細情報とは性質が異なり、通常は分離して開示可能である。

（b）ところが、交付文書はほぼ全面黒塗りであり、別紙でも「○枚目の全部」といった広範な不開示が多数列挙されている。

　これは部分開示の原則に照らし過大であり、少なくとも識別情報たるファンド名について分離可能性の検討が尽くされていない。

b　法５条２号・６号柱書の当てはめが抽象的で、ファンド名についての個別具体的説明を欠く

（a）別紙（略）の不開示理由は、一般論として「内部管理体制等が明らかになる」「履行進捗に支障」「正当な利益を害するおそれ」等を述べるにとどまり、どの黒塗り箇所（特にファンド名に相当する識別情報）が、どのようなメカニズムで具体的害を生むのかの説明が不足している。

（b）ファンド名の開示は、内部管理体制の詳細や改善措置の具体的進捗そのものを直ちに開示するものではない。

　詳細部分をマスキングした上で、識別情報を開示することは可能であり、ファンド名まで一律不開示とする合理性は乏しい。

c　審査請求人の具体的権利利益（投資資産の保全）に直結し、公益性が高い

（a）審査請求人は特定法人のファンドに出資しており、行政処分の対象ファンドが自己の投資先に該当するか否かを知ることは、投資家としての合理的なリスク把握と必要な対応（説明請求、追加照会、損失拡大防止等）の前提である。

（b）対象ファンド名が秘匿されると、審査請求人は自らの資産に関わる重大情報にアクセスできず、投資家保護の観点からも不合理である。

（c）行政処分の透明性・再発防止・注意喚起という公益目的からも、少なくとも識別情報（ファンド名）を開示すべき必要性は高い。

d　求める審理・措置

（a）処分庁に対し、ファンド名（識別情報）部分を不開示とする具体的理由（害の内容・蓋然性）を不開示部分ごとに明確化させること。

（ｂ）ファンド名（商品名等の識別情報）については、詳細情報を適切にマスキングした上で、分離して開示するとの裁決を求める。

（ｃ）代替として、少なくとも審査請求人の投資先ファンドが対象に含まれるか否かを判別できる程度の開示（代替情報の提示）を求める。

ｅ　添付資料

（略）

（２）意見書

ア　本件において審査請求人が求める開示の趣旨

（ア）審査請求人は、本件対象文書の全面開示を求めるものではない。

（イ）審査請求人が求めるのは、少なくとも、行政処分の対象となったファンドを識別し、又は審査請求人の投資先ファンドがその対象に含まれるか否かを判断するために必要な情報の開示である。

（ウ）したがって、審査請求人が求める情報は、厳密な意味での「ファンド名」そのものに限られず、商品名、略称、コード名、識別記号、対象ファンド数、対象ファンドの属性、又は審査請求人の投資先ファンドが対象に含まれるか否かを判別し得る代替情報を含むものである。

（エ）本件の争点は、これらの識別情報又は代替情報についてまで一律に不開示とすることが適法かつ相当か、また、それらを他の不開示情報と分離して開示することが可能かにある。

イ　審査請求人の具体的利害関係

（ア）審査請求人は、特定法人が組成又は関与するファンドに投資している。

（略）

（イ）そのため、行政処分の対象となったファンドが上記（ア）の投資先に含まれるか否かを確認することは、審査請求人にとって単なる一般的関心にとどまらず、自己の財産的利益の保全、投資判断、リスク管理及び必要な対応の検討に直結する重大な事項である。

（ウ）ところが、本件開示文書は大部分が黒塗りであり、審査請求人は自己の投資先が行政処分の対象に含まれるか否かを確認することができず、現実かつ具体的な不利益を受けている。

ウ　理由説明書（下記第３）の問題点

（ア）理由説明書は、審査請求人が求める情報について、「印影が記

載されている１枚目の①及び３２枚目の①の部分を除けば、本件不開示部分には当たらないことが明らかである」旨主張する。

（イ）しかし、審査請求人が求めているのは、単に表題又は単独の記載としてのファンド名のみではない。前記アのとおり、対象ファンドを識別し、又は自己の投資先が対象に含まれるか否かを判別し得る情報全般である。

（ウ）そうである以上、ある記載が直ちに明示的なファンド名ではないとしても、文脈、記載の位置、件数、番号、属性その他の記載と組み合わさることにより、対象ファンドの識別又は投資先該当性の判断に資する可能性は十分にある。

（エ）それにもかかわらず、理由説明書は、当該識別可能性又は代替情報としての意味を実質的に検討することなく、「当たらないことが明らかである」と断定しており、その論理は早計である。

エ　コード名としてのファンド名の性質と不利益主張の弱さ

（ア）審査請求人が求めるファンド名は、一般的な投資対象や運用内容をその名称自体から直ちに理解できるものではなく、実質的にはコード名として機能している名称である。

（イ）したがって、当該名称は、出資者その他の関係者でなければ、その具体的内容や対象を理解することができない性質のものである。

（ウ）そのため、仮に当該名称又はこれに準ずる識別情報が開示されたとしても、第三者がそれだけで内部管理体制、業務運営、履行状況その他の非公開情報を具体的に把握することは困難である。

（エ）これに対し、審査請求人のような現実の出資者にとっては、その名称又は識別情報は自己の投資先を確認するために決定的に重要である。

（オ）よって、少なくともコード名的性質を有するファンド名又はこれに準ずる識別情報にまで、法人の正当な利益や監督事務への支障を理由とする不開示を一律に及ぼすことには合理性が乏しい。

オ　分離可能性の検討がなお不十分であること

（ア）理由説明書は、各不開示部分について法５条１号、２号イ及び６号柱書に該当すると述べるが、これは各部分に不開示情報が含まれていることをいうにとどまり、その中に開示可能な識別情報又は代替情報が存在しないことまで具体的に基礎づけるものではない。

（イ）特に、報告書等の中には、個人名、詳細な内部管理情報、履

行状況の具体的内容等と、対象の識別に関わる記載とが同一箇所に併存し得るのであって、その場合には必要な限度で前者をマスキングしつつ、後者のみを開示することが制度趣旨に沿う。

（ウ）ところが、本件では、結果として審査請求人にとって最も重要な最低限の識別情報すら得られない状態となっており、形式上は部分開示であっても、実質的には不開示に近い。

（エ）このことは、少なくとも識別情報又は代替情報に関する分離可能性の検討が尽くされていないことを示すものである。

カ　理由提示が十分であるとはいえないこと

（ア）理由説明書は、決定通知書別紙において頁数及び番号を付して不開示理由を記載しているから理由提示に問題はないとする。

（イ）しかし、審査請求人が問題としているのは、単に法条番号が形式的に付されているか否かではない。

（ウ）審査請求人が求める識別情報又は代替情報との関係で、なぜそれらを分離して開示することができないのか、また、なぜその開示が具体的に法人の権利利益や監督事務に支障を及ぼすのかという点について、個別具体的な説明がなお不足している。

（エ）とりわけ、本件ファンド名が実質的にコード名であることを踏まえると、当該情報の開示による不利益は一般的・抽象的に語るだけでは足りず、より具体的な説明が必要である。

キ　利益衡量上も開示が相当であること

（ア）一方で、審査請求人には、自己の投資先が行政処分の対象に含まれるか否かを確認し、自己の資産に関する判断を行う必要があるという、具体的かつ切実な必要性がある。

（イ）他方で、処分庁が主張する不利益は、少なくともファンド名、コード名、識別記号、代替情報等の限定的情報については、抽象的・一般的なものにとどまり、その具体的内容及び発生可能性は明らかでない。

（ウ）以上からすれば、利益衡量上も、少なくとも対象ファンドを識別し、又は審査請求人の投資先が対象に含まれるか否かを判別し得る限度での情報は開示されるべきである。

ク　結論

以上のとおり、本件においては、少なくとも行政処分の対象となったファンドを識別し、又は審査請求人の投資先ファンドが対象に含まれるか否かを判断するために必要な情報については、他の不開示情報と分離して開示されるべきである。

したがって、少なくともファンド名、商品名、略称、コード名、識別記号、対象ファンド数その他これに準ずる代替情報については

開示されるべきである。

仮にこれらの全面的な開示が認められないとしても、少なくとも審査請求人の投資先ファンド（略）が対象に含まれるか否かを判別できる限度での開示は、最低限認められるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

審査請求人が令和７年１２月１０日付け（同月１５日受付）で特定財務局長に対して行った行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。なお、本件開示請求は、法１２条１項に基づき、同月２３日付けで処分庁に移送され、法１０条２項に基づき、令和８年１月１４日付けで、開示決定等の期限が同年２月１３日まで延長された。）に関し、処分庁が同年２月９日付け金監督第２６３号において法９条１項に基づく原処分をしたところ、これに対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

１　本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、以下のとおりである。

特定年度及び特定年度に特定法人から提出のあった業務改善命令に係る報告書

２　原処分について

（１）原処分の概要

処分庁は、本件開示請求に係る行政文書に該当するものとして本件対象文書を特定した上、法９条１項の規定に基づき、その一部を開示するとともにその余を不開示とする決定を行った。

（２）本件開示請求に係る不開示理由について

原処分は、本件対象文書について、法５条１号、同条２号イ及び同条６号柱書を根拠として、別表「不開示とした部分」欄記載の各部分につき、それぞれ不開示とした。また、不開示とした部分に対応する具体的な根拠条項及び不開示理由は、別表「根拠条項」欄及び「不開示とした理由」欄にそれぞれ記載されているとおりである。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求の趣旨

上記第２の２（１）アのとおり。

（２）審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人は、本件審査請求の理由について、上記第２の２（１）イのとおり主張している。

４　原処分の妥当性について

（１）本件対象文書について

ア　一般論として、集団投資スキーム持分（ファンド）の出資者の全てが、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する金融商

品取引業者や一定の要件を満たし金融庁長官に届出を行った個人等、いわゆるプロ投資家である適格機関投資家（金融商品取引法（以下「金商法」という。）２条３項１号、金融商品取引法２条に規定する定義に関する内閣府令１０条）である場合、又は、出資者に１人以上の適格機関投資家と４９人以下の投資判断能力を有すると見込まれる一定の者が含まれる場合には、適格機関投資家等特例業務として、金融商品取引業者としての登録をすることなく、当局への事前届出のみでファンド持分の販売・勧誘、ファンドの運用といった業務を行うことができる（金商法６３条）。

そして、この事前届出を行った法人等（以下「特例業務届出者」という。）に対し、証券取引等監視委員会から権限の委任を受けた当該特例業務届出者の本店等を管轄する財務局長（金商法１９４条の７第７項、金融商品取引法施行令４４条１項１号）が検査等を行った結果、特例業務届出者として法令違反行為等の問題があると認められた場合、金融庁設置法２０条１項に基づく金融庁等への勧告を経た後、金融庁から権限の委任を受けた当該特例業務届出者の本店等を管轄する財務局長（金商法１９４条の７第６項、金融商品取引法施行令４２条２項１０号）により、当該特例業務届出者に対し、業務停止命令（金商法６３条の５第２項）や業務改善命令（同条１項）等の行政処分を行うことがある。当該処分の中で、当該法令違反行為に対し、出資者への説明や適切な対応、具体的な再発防止策の策定、法令等遵守態勢及び適切な業務運営態勢の整備及び責任の所在の明確化といった事項につき、期限を定めて書面による報告をあわせて命じることがあり、その際に当該特例業務届出者から提出されるのが、改善報告書等である。

イ　本件対象文書は、本件開示請求が行われた令和７年１２月１０日より前に金融庁のホームページ等で公表された特定法人に対する業務改善命令（以下「本件業務改善命令」という。）に基づき、特定法人が提出した改善報告書である。

そして、審査請求人は、上記３（１）及び（２）（上記第２の２（１）ア及びイ）のとおり、原処分を取り消し、不開示とした部分の一部（行政処分の対象となったファンドを識別するために必要な情報及びそれが開示されない場合の代替情報）の開示を求めている。

ウ　なお、審査請求人が開示を求めている「行政処分の対象となったファンドを識別するために必要な情報」や「少なくとも審査請求人の投資先ファンドが対象に含まれるか否かを判別できる程度」の情報、「代替情報」が指し示す内容は必ずしも明らかではないが、少なくとも、本件対象文書中、特定法人の印影が記録されている１枚目の①及

び３２枚目の①の部分（以下、「○枚目」と記載した部分については、本件対象文書の枚数を指す。）については、「行政処分の対象となったファンドを識別するために必要な情報」や「少なくとも審査請求人の投資先ファンドが対象に含まれるか否かを判別できる程度」の情報、「代替情報」のいずれにも当たらないことが明らかであるから、当該部分を除く不開示とした部分（以下、第３において「本件不開示部分」という。）の不開示事由該当性について検討する。

（２）本件不開示部分の不開示事由該当性について

ア　１枚目の一部（①を除く）、２枚目及び３枚目の一部、４枚目の全部、５枚目の一部、７枚目ないし１１枚目の全部、１６枚目ないし３１枚目の全部、３２枚目の一部（①を除く）並びに３３枚目の一部

（ア）当該各不開示部分には特定個人の氏名、署名等の記載が含まれているところ、この情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であることが明らかである。

したがって、当該各不開示部分は、法５条１号に該当する。

（イ）また、当該各不開示部分には本件業務改善命令に基づく特定法人からの報告内容、報告日付、対応方針などの内部管理に関する非公開の情報が記載されているところ、この情報を公にした場合、特定法人の内部管理態勢等や本件業務改善命令に対する特定法人の履行状況が明らかになり、それらの内容を把握した第三者により風説が流布されるなどの事態になれば、特定法人の業務運営や本件業務改善命令の履行進捗に支障をきたす可能性があるため、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。

したがって、当該各不開示部分は、法５条２号イに該当する。

（ウ）さらに、当該各不開示部分は、本件業務改善命令に基づき報告された特定法人の非公開の経営・内部管理に関する情報等が記載されているところ、当該報告は、当局と特定法人との信頼関係に基づき、特定法人が誠実に報告を行うことにより成り立っており、この情報を公にした場合、特定法人が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては監督当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることは明らかである。

したがって、当該各不開示部分は、法５条６号柱書に該当する。

イ　６枚目の全部及び３４枚目の全部

（ア）当該各不開示部分には特定個人の氏名等の記載が含まれているところ、この情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれ

る氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。

したがって、当該各不開示部分は、法５条１号に該当する。

（イ）また、当該各不開示部分には、特定法の非公開としている本件業務改善命令に関するファンドの情報が記載されているところ、この情報を公にした場合、特定法人による当該ファンドの管理状況等や本件業務改善命令に対する特定法人の履行状況が明らかになり、それらの内容を把握した第三者により風説が流布されるなどの事態になれば、特定法人の業務運営や業務改善命令の履行進捗に支障をきたす可能性があるため、当該ファンドを運営する特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。

したがって、当該各不開示部分は、法５条２号イに該当する。

（ウ）さらに、当該各不開示部分には、特定法人から監督当局に対する非公開の報告内容が記載されているところ、当該報告は、監督当局と特定法人との信頼関係に基づき、特定法人が誠実に報告を行うことにより成り立っており、この情報を公にした場合、特定法人が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては監督当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることは明らかである。

したがって、当該各不開示部分は、法５条６号柱書に該当する。

ウ　１２枚目ないし１５枚目の全部及び３５枚目ないし４０枚目の全部

（ア）当該各不開示部分には、特定法人の非公開としている本件業務改善命令に関するファンドの情報が含まれているところ、この情報を公にした場合、ファンドの財務状況や管理状況、業務改善命令に対する特定法人の履行状況が明らかになり、それらの内容を把握した第三者により風説が流布されるなどの事態になれば、特定法人の業務運営や業務改善命令の履行進捗に支障をきたす可能性があるため、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。

したがって、当該各不開示部分は、法５条２号イに該当する。

（イ）また、当該各不開示部分には、特定法人から監督当局に対する非公開の報告内容が記載されているところ、当該報告は、監督当局と特定法人との信頼関係に基づき、特定法人が誠実に報告を行うことにより成り立っており、この情報を公にした場合、特定法人が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては監督当局として正確な事実の把握が困難になるなど、

監督事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることは明らかである。

したがって、当該各不開示部分は、法５条６号柱書に該当する。

（３）審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記３（１）（上記第２の２（１）ア（ウ））の記載等から、不開示部分の理由の提示についても不服を述べているものとも解されるため、念のため、この点についても検討すると、原処分の決定通知書の別紙「不開示とした部分」において、本件対象文書中の該当頁や、該当頁のうち番号を付した不開示部分等に項目を分けた上で、根拠条項及び不開示とした理由をそれぞれ記載しており、不開示とされた箇所が法５条各号の不開示事由のいずれに該当するとされたのか及びその理由について了知することができないとはいえないから、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は不開示部分の分離可能性（部分開示）についても不服を述べているところ、上記（２）で述べたとおり、各不開示部分はそれぞれ不開示事由に該当することは明らかであるから、審査請求人の主張には理由がない。

（４）小括

以上によれば、本件開示請求に対し、法５条１号、同条２号イ及び同条６号柱書を理由にその一部を不開示とする旨決定した原処分は妥当である上、処分庁による理由の提示等にも何ら問題はないことから、本件審査請求には理由がない。

５　結語

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁はこれを維持するのが相当であると思料する。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年４月６日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同月１６日　　審議
④　同月２０日　　審査請求人から意見書を収受
⑤　同年１１月９日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法５条１号、２号イ及び６号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分のうち、「行政処分の対象となったファンドを識別するために必要な情報（ファンド名、商品名、ファンドを特定できる名称・略称等）」等に係る不開示部分について、処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、当該部分は別表の項番２ないし４に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）であり、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件不開示部分の不開示情報該当性について

（１）特定法人は、金融商品取引法に定める適格機関投資家等特例業務として任意組合及び投資事業有限責任組合（以下「ファンド」という。）を組成し、特定法人自らがファンドの業務執行組合員又は無限責任組合員として、ファンドの運用を行っている。特定財務局長による特定法人の検査の結果、その運用するファンドの一部（以下「本件ファンド」という。）の運用に関して問題があると認められたとして、令和７年１月、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分を行うよう勧告がされ、特定財務局により、特定法人に対し、業務停止命令及び業務改善命令がされた。

本件対象文書は、特定法人が特定財務局長に対して提出した上記業務改善命令に基づく改善状況の報告書（２通）であり、本件不開示部分は、特定法人の改善状況として、本件ファンドの出資者に対して行った説明の具体的状況、再発防止策の具体的策定状況、本件の違反行為の責任の所在を明確にするなどの具体的対応の進捗状況の記載と、その裏付けとしての添付資料である。そして、審査請求人の主張に照らせば、不開示処分の取消しを求める不開示部分は、本件不開示部分であると認められる。

当審査会事務局職員をして特定財務局のウェブサイトを確認させたところ、特定法人に対する上記業務改善命令がされたことは公表されているが、本件ファンドの名称等のこれを特定するに足りる情報を含め、本件不開示部分の情報は公表されていないと認められる。

（２）そこで検討するに、上記のとおり、本件不開示部分の情報は公表されていないと認められるところ、そもそも特定法人による本件ファンドの具体的運用やその態勢は、本件ファンドの具体的名称等のその特定ができる事項を含めて公表されておらず、本件不開示部分の情報が公になれば、特定法人によるファンドの具体的運用やその態勢に加え、その問題点や改善の詳細が明らかになり、同種の業務を行う法人等が、本来入手できないはずの具体的情報を入手して業務の工夫や改善をし、顧客の獲得に結び付けるなどして、本件法人の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は法５条２号イに該当し、同条１号及び６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

なお、審査請求人は、特定法人が運営するファンドに投資している旨主張するが、法による開示は、開示請求人が何人かを問わないのであるから、同主張は結論を左右しない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号、２号イ及び６号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条２号イに該当すると認められるので、同条１号及び６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第４部会）

委員　小野瀬厚、委員　徳本広孝、委員　野田　崇

別紙

本件対象文書

特定年度改善報告書（適格機関投資家等特例業務）と題する行政文書のうち、特定法人から提出された特定年月日付特定文書番号に係る「改善状況等報告書」及び「改善状況等報告書（進捗報告書）」

別表（不開示とした部分及び不開示とした理由）

項番	本件対象文書	不開示とした部分	根拠条項	不開示とした理由
1	特定年度改善報告書（適格機関投資家等特例業務）と題する行政文書のうち、特定法人から提出のあった特定年月日付特定文書番号に係る「改善状況等報告書」及び「改善状況等報告書（進捗報告書）」	１枚目の① ３２枚目の①	法５条２号イ	不開示とした部分には、当社の代表者の印影が記録されている。当該印影は認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているため、これを公にした場合、偽造されること等により財産的損害等を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
2		１枚目の一部（①を除く） ２枚目及び３枚目の一部 ４枚目の全部 ５枚目の一部 ７枚目ないし１１枚目の全部 １６枚目ないし３１枚目の全部 ３２枚目の一部（①を除く） ３３枚目の一部	法５条１号	不開示とした部分には特定個人の氏名、署名等が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。
			法５条２号イ	不開示とした部分には、業務改善命令に基づく当該法人からの報告内容、報告日付、対応方針などの内部管理に関する非公開の情報が記載されている。これを公にした場合、当該法人の内部管理態勢等が明らかになるほか、業務改善命令に対

				する当該法人の履行状況が明らかになることで、当該法人の業務運営や業務改善命令の履行進捗に支障をきたす可能性があるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法５条６号柱書き	不開示とした部分には、監督当局からの業務改善命令に基づき報告された当該法人の非公開の経営・内部管理に関する情報等が記載されている。当該報告は、当局と当該法人との信頼関係に基づき、当該法人が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にした場合、当該法人が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては監督当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。
３		６枚目の全部３４枚目の全部	法５条１号	不開示とした部分には特定個人の氏名等が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述

				等により、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。
			法５条２号イ	不開示とした部分には、当該法人の非公開としているファンドの情報が含まれている。これを公にした場合、ファンドの管理状況、業務改善命令に対する当該法人の履行状況が明らかになることで、当該法人の業務運営や業務改善命令の履行進捗に支障をきたす可能性があるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法５条６号柱書き	不開示とした部分には、当該法人から監督当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と当該法人との信頼関係に基づき、当該法人が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にした場合、当該法人が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては監督当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障が生じ

				るおそれがあるため、不開示とした。
4		１２枚目ないし１５枚目の全部 ３５枚目ないし４０枚目の全部	法５条２号イ	不開示とした部分には、当該法人の非公開としているファンドの情報が含まれている。これを公にした場合、ファンドの財務状況や管理状況、業務改善命令に対する当該法人の履行状況が明らかになることで、当該法人の業務運営や業務改善命令の履行進捗に支障をきたす可能性があるため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした
			法５条６号柱書き	不開示とした部分には、当該法人から監督当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と当該法人との信頼関係に基づき、当該法人が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にした場合、当該法人が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては監督当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、不

				開示とした。

※諮問庁は、当審査会からの問合せに対して、項番１の「不開示とした理由」のうち、「当社」とある部分は「当該法人」の誤記である旨説明した。